

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで

昭和52年6月会社を退職した後に、国民健康保険に加入するためにA町(現在は、B市)役場に行ったところ、国民年金の加入を勧められ加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料としてA町役場の窓口で約4万円を一括して納付したが、その時、昭和49年4月から同年8月までの国民年金保険料は遡って納付することができなかったことを記憶している。申立期間が国民年金の未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直後の任意加入者の加入年月日により、昭和53年6月に申立人の弟と連番で払い出されたことが推認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で弟の分と一緒に約4万円納付したと主張しており、A町では、申立期間当時、役場の窓口で過年度納付書の発行を行っていたことが確認できる上、申立期間及び昭和53年4月から同年6月までの期間における申立人と申立人の弟の二人分の国民年金保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居している両親も申立期間を含め、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から同年9月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月及び同年9月
② 平成7年1月から同年3月まで

20歳のとき、A大学の学生であったが、B市役所から国民年金に加入するよう連絡があり、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、母が銀行の窓口で納付書により納付していたが、納付を忘れたときは市役所から自宅に集金に来た方に納付しており、国民年金保険料の未納があるはずがない。

国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、B市の国民年金被保険者名簿によると、平成5年8月24日に行われていることが確認でき、申立期間前の期間は、納付済みとなっている上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は、5か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母が納付したと供述する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しており、申立期間当時、申立人と同居していた母は、申立期間の一部を含む国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日、B社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和44年2月の厚生年金保険料を納付する義務は、履行していないと認められ、同年3月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年5月1日まで

A社に就職した後、昭和44年3月にB社（現在は、C社）へ出向となった。A社からB社へ異動する間、継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、昭和44年2月28日から同年4月30日までの期間が未加入となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は、昭和44年2月28日付けでA社を退職し、同年3月1日付けでB社に入社していることが確認できる。

また、複数の同僚及びC社の現在の代表取締役は、申立期間当時、A社とB社の事業主は同一であり、両社は関連した会社であった旨の供述を行っており、別の同僚の一人は、「申立期間当時のことは知らないが、両社間の異動はよくあった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、1年以内にB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者28人（申立人を除く。）のうち18人は、A社に係る被保険者資格喪失日と同日付けでB社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立期間において、申立人がA社及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年1月、及びB社に係る同年5月の社会保険事務所(当時)の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和44年2月における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡しているため供述を得ることができないが、事業主が資格喪失日を昭和44年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年3月及び同年4月における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は不明と回答している上、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年6月までの期間、平成元年5月から2年3月までの期間及び2年7月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年6月まで
② 平成元年5月から2年3月まで
③ 平成2年7月から5年3月まで

平成3年6月、A町役場の担当職員から、未納保険料70万円を納付すれば相当額の年金が受給できるとの説明を受け、同年8月、A町役場で事務補助員に、申立期間の国民年金保険料として、70万円を手渡した。

申立期間について、国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月、A町役場で申立期間の国民年金保険料として70万円納付したと申し立てているが、その額は同年8月時点において納付可能であった期間の保険料を全て納付した場合の金額と相違する。

また、申立人が納付したと主張する平成3年8月時点においては、申立期間①及び申立期間②のうちの元年5月及び同年6月の国民年金保険料は、時効により納付できない。

さらに、申立人は、「平成3年A町役場現金70万円支拂」と記載された手帳を所持しているものの、申立期間の国民年金保険料の納付に係る記載は見受けられない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年9月まで
20歳の時は、仕事が忙しく国民年金の加入手続を行わず、昭和50年4月頃、A市役所で加入手続を行い、国民年金に20歳に遡って加入した。
国民年金保険料は、預金口座から引き出した現金で一括して納付した。
申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えているのに、申立期間が未納となっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、A市役所で20歳に遡って国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の任意加入者の加入記録により、54年1月に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出時点（昭和54年1月）において、申立期間の国民年金保険料は第3回特例納付により納付が可能な期間であるものの、申立期間の保険料を納付する場合、特例納付に過年度納付と現年度納付を併せて行う必要があり、申立人は、国民年金保険料を一括して納付したと主張する以外に、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付金額等について一切覚えておらず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は66か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 28 日から同年 11 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 59 年 5 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
(B社)

昭和 55 年 4 月 28 日に、C町（現在は、D市）にあるA社（現在は、E社）に入社し、57 年 4 月 1 日に同社の敷地内に設立されたB社に移籍した。59 年 4 月頃から同社に在籍したままF社に出向し、出向中はB社とF社の両事業所に勤務し、同年 7 月末まで引き続き勤務した。

年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、A社の資格取得日が昭和 55 年 11 月 1 日、B社の資格喪失日が 59 年 5 月 26 日になっているとの回答であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に昭和 55 年 5 月の連休前に入社した経緯を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、申立期間①当時のA社の事業主の妻（現在は、E社の事業主）は、申立人は非常勤で毎日勤務しておらず、勤務時間も不規則であった、猶予期間をもって昭和 55 年 11 月から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料は、同年 11 月分の給与から控除し納付していると思う旨の供述を行っている。

また、E社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書及び同資格喪失届確認通知書によると、申立人は、昭和 55 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、57 年 4 月 1 日に喪失していることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の

記録と一致しており、それ以前に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 55 年 11 月 1 日に E 社に係る雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を同日付けで提出している。

加えて、E 社は、申立期間①の賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の A 社の事業主も既に死亡している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に E 社から B 社に転入し、59 年 5 月 31 日に離職していることが確認できる。

また、B 社に係る商業登記簿の役員に関する事項に、申立人は設立当初に取締役として就任し、昭和 61 年 10 月 12 日に辞任と記載されている。

しかしながら、B 社は A 社の一部を分離させる形で設立されているところ、申立期間②当時の B 社の事業主は、申立人の同社における勤務期間については覚えていない旨の供述を行っている。

また、申立期間②当時の A 社の事業主の妻は、申立人が B 社を退職した日の翌日を資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出て、厚生年金保険料については、社会保険事務所に提出した被保険者資格取得届及び同喪失届により、資格取得月から資格喪失月の前月までの間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除し、社会保険事務所に納付していると思う旨の供述を行っている。

さらに、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書及び同資格喪失届確認通知書によると、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、59 年 5 月 26 日に喪失していることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の記録と一致しており、それ以降に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い。

加えて、B 社は、申立期間②の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年頃から25年頃まで
(A社B事業所)
② 昭和35年頃から38年頃まで
(C社)

年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、昭和24年頃から25年頃までの期間において勤務したA社B事業所と、35年頃から38年頃までの期間において勤務したC社の厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答であった。

両事業所には間違いなく勤務したので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B事業所の敷地内にあった寮に入り、D業務に従事したことを詳細に記憶していること、及び寮に係る同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に、申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名の記載は見当たらない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、E事業所、F事業所、G事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、A社B事業所の加入記録は無い。

さらに、A社B事業所は、現在は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間①当時の賃金台帳等の資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が

控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間においてC社のH班に所属し、I業務に従事していたと申し立てている。

しかしながら、C社は、「申立期間②当時の人事記録は保存しているが、申立人の人事記録は無い。また、当社では、I業務はしていないため、名称が似ている他社（J社、現在は、K社）で勤務していたのではないかと思われる。」と説明しており、K社では、「当時の資料が無いため、申立期間②当時の事情については不明である。」と回答している。

また、A社及びK社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人及び申立人が記憶するH班の班長の氏名の記載は見当たらない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても当該事業所の記載は無い。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間②のうち、国民年金準備期間である昭和35年10月に国民年金に加入し、36年4月から同年9月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年春頃から22年秋頃まで

昭和21年の春頃、A社の船にB職種の兄と一緒に乗組員としてC港から乗船した。乗組員は、25人ぐらいで自分はD職種として働いた。1年半程度勤務した後体調を崩したためE港で下船した。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社の船に兄と一緒に乗組員として乗船し、自らはD職種として勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和21年1月1日から23年12月31日までの期間に申立人の氏名の記載は無く、日本年金機構も申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらないと回答している。

また、申立人は、船員手帳を紛失したと供述しており、同手帳の記載内容、申立期間に乗船した船舶の名称、船長及び同僚の氏名を覚えていないと供述している。そこで、申立人の兄と一緒に昭和22年4月頃からA社のE船舶に乗船したと供述する同僚に照会したところ、申立人の記憶は無い旨の供述をしている上、申立人の兄も既に死亡しているため、申立人の当該事業所における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、A社は、現在、船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における給与から船員保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。